

令和8・9・10年度

庄内広域水道企業団

競争入札（見積）参加資格審査申請

（建設工事）

提出の手引き

令和8年4月1日現在

目次	1	名簿の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	2	申請できる方・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	3	参加資格（登録）有効期間・・・・・・・・	1ページ
	4	受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	5	受付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	6	申請内容の公表・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	7	申請業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	8	登録業者の区分・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	9	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	10	提出書類形式・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
	11	その他・留意事項・・・・・・・・・・・・	3ページ
	12	登録後に変更が生じたとき・・・・・・・・	4ページ

1 名簿の引継ぎ

庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）の入札参加者名簿（以下「名簿」という。）を引継ぎ、企業団の名簿として使用します。

令和7年度末（令和8年3月31日）時点で構成市町の名簿に登録されている場合は、申請不要で企業団の入札に参加可能です。

（有効期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

令和7年度末（令和8年3月31日）時点で構成市町の名簿に登録されていない場合、登録内容に変更がある場合は、「2 申請できる方」以降を参照し、構成市町と併せて企業団にも申請をしてください。

2 申請できる方

企業団が発注する建設工事に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

3 参加資格（登録）有効期間

令和11年3月31日まで

4 受付期間

随時、申請を受け付けます。

5 受付方法

- ・ 以下に郵送するか、直接お持ちください。
- ・ 郵送する場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書類（建設工事）」と記入してください。
- ・ 受理票送付用として、郵送・持参どちらの場合においても、返信用封筒（110円分切手貼付）が必要です。
- ・ 記載事項及び提出書類に不備がある場合には、全ての書類が整うまで受付できませんので、全ての書類が整っていることを十分確認してから提出して下さい。
- ・ 入札参加資格審査申請書は信書に該当しますので、法令に従い適正に送付してください。

【宛先・問合せ先】

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字滑石1番地1
庄内広域水道企業団 総務課 契約検査室
電 話 0234-42-0179 (代表)
F A X 0234-42-0180

6 申請内容の公表

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を企業団ホームページで公表する場合がありますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

7 申請業種

建設業法に定める29業種

8 登録業者の区分

- (1) 管内業者…次の全ての条件を満たすもの。
①構成市町に企業団と常時請負契約を締結することができる本社又は委任先があること。
②構成市町に建設業の営業を行うべき許可及び場所があり、電話・机等の什器備品を備え、従業員などの勤務実態があること。
- (2) 県内業者…(1)以外で山形県内に本社又は委任先があるもの。
- (3) 県外業者…(1)、(2)以外のもの。

9 提出書類

(0) チェックリスト

- (1) 競争入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事)
(2) 建設業の許可、経審等の有無に応じた以下の書類。

区 分	提出書類
①経審を受けた方(下記③以外)	経審(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し
②建設業の許可があり、経審を受けていない方	建設業の許可証の写し
③経審の審査基準日以降に建設業に変更があった方	経審および建設業の許可証の写し
④建設業の許可がない法人の方	登記事項証明書(原本又は写し)
⑤建設業の許可のない個人の方	身分証明書(原本又は写し)

(3) 営業所一覧表

(4) 工事経歴書(直前決算2期分)

(5) 納税証明書（原本又は写し）

書類名	説明
法人税（法人）申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その3の3 個人：その3の2
市町税の納税証明書（管内業者のみ）	○法人（市役所・町役場で発行） 最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの） ○個人（市役所・町役場で発行） 最新の納税証明書 ※構成市町に本社又は委任先がある業者は、課税されている全ての構成市町の納税証明書を提出してください。

(6) 印鑑証明書（原本）（印鑑証明書は、新規登録または代表者印が変更になった場合のみ原本を提出し、それ以外は提出不要です。）

(7) 委任状兼使用印鑑届（本社から支店・営業所等に委任する方）

(8) 暴力団排除に関する誓約書

(9) 資本関係・人的関係調書（管内業者のみ）

(10) 事業所報告書

10 提出書類形式

提出書類は必要書類を番号順にクリップ等で留め、A4判個別フォルダ（図1参照：色指定なし）に入れて提出してください。更新登録の場合は、A4判個別フォルダは不要です。

個別フォルダの見出し欄には社名を記入してください。



(図1)

11 その他・留意事項

(1) 企業団総務課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします。

(2) 建設工事の参加申請は、金額に制限のない建設工事等の入札、見積合わせに参加できる申請です。ただし、建設業許可、工事格付等の関係で入札参加や受注ができない場合もあります。

(3) 小修繕工事（100万円以下）の見積り合わせのみの参加申請を希望される場合は「小修繕工事」での申請となります。この「建設工事」との2重の申請は出来ません。

(4) 提出書類の押印は、指定がない限り実印で押印してください。

(5) 各種証明書は、申請日から遡って3か月以内に発行したものを提出してください。

(6) 申請書様式は、企業団ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.shonai-suido.jp>

事業者の方へ → 入札・契約情報 → 入札契約制度 → 業者登録

(7) 申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

(8) 登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

(9) 申請された情報は、情報公開の請求があったときに、企業団情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。

12 登録後変更が生じたとき

登録事項の変更が必要になります。速やかに競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届を提出してください。変更内容により提出書類が変わります。変更届提出書類一覧に従い、添付書類を変更届に添付してください。（最新の経審の提出時は、変更届は不要です。経審のみの提出になります。）